

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年6月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第20号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第6条の表中「技能職員」を「技術職員（道路、河川等の維持修繕の業務に日常的に従事する者に限る。）、技能職員」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)